

目的別	地域を変えるための切り口 担い手の育成 機械・施設の整備	体制整備等 / 地域の活性化 / 中山間地域振興 新規就農 施設導入 / 機械購入 / リース / 改修 / その他
実施主体別	県 / 市町村 / 農協 / 農業委員会 / 土地改良区 / 法人 / 個人 / 任意団体	

事業名	産地生産基盤パワーアップ事業〔畑作野菜〕（国庫・継続） 【産地生産基盤パワーアップ事業のうち収益性向上対策・生産基盤強化対策のうち基金事業】
アピールポイント	畑作物・野菜等の農業機械等のリース導入及び農業用ハウス等生産資材の導入、次代への継承に必要な農業用ハウス等の再整備・改修等ができる。

事業の趣旨	畑作・野菜等産地の収益力向上に向けた、販売額向上や生産コスト低減などの取組、新規就農者等への継承のためのハウス等の再整備・改修などの取組を支援する。	予算額(千円)	10,000	
		内訳	国	10,000
			県	—
			その他	—

事業の内容等	1 収益性向上対策 (1) 生産支援事業 リース方式等による農業機械等の導入 (施設園芸品目における省エネ機器の設置費も対象) 2 生産基盤強化対策 (1) 農業用ハウス等の再整備・改修 等 3 成果目標 (1) 収益性向上対策 ・生産コスト、集出荷・加工コストの10%以上削減 ・単位面積当たりの販売額又は所得額10%以上増加 ・契約栽培割合10%以上増加かつ50%以上とすること ・労働生産性の10%以上向上 等 ※施設園芸エネルギー転換枠 ・省エネ機器の導入面積を産地の50%以上に拡大 ・燃油使用料の15%以上の低減 (2) 生産基盤強化対策 ・総販売額又は総作付面積の維持又は増加 ・生産コストの低減 ・労働生産性の向上 等 《事業実施主体》 農業者、農業者の組織する団体、民間業者 等	補助率	標準事業費
		1/2以内	—

【採択要件】

- 1 県が設定する基準を満たしていること。
- 2 地域協議会等が、産地パワーアップ計画を作成すること。
- 3 農業機械等の導入にあっては、本体価格が50万円以上に限る。
- 4 事業実施地区の作付面積がおおむね次に掲げる規模以上であること。 等

麦 30ha (中山間地域等 10ha)	露地野菜 10ha (中山間地域等 5ha)
大豆 20ha (" 10ha)	施設野菜 5ha (" 3ha)

※中山間地域等において生産支援事業を実施する場合は要件が緩和されます。

実施期間	平成28～令和5年度	担当	農産園芸課 野菜・花き振興グループ (内線5080、直通017-734-9485)
------	------------	----	--

目的別	6次産業化の推進 機械・施設の整備	加工・販売促進 施設導入 / 機械購入 / 改修
実施主体別	法人	

事業名	食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業（国庫・継続） 【農林水産物・食品輸出促進対策整備交付金のうち食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業】			
アピールポイント	食品製造事業者等が、農林水産物及び食品を輸出するため、輸出先国から求められる様々な規制及び基準等や輸出先国のニーズに対応した施設・機器の整備及び体制整備に必要な経費を支援する。			
事業の趣旨	食品製造事業者等が、農林水産物・食品の輸出拡大を図るため、輸出先国から求められる食品衛生等の条件への対応や、ISO（国際標準化機構）、GFSI（世界食品安全イニシアティブ）承認規格、有機JAS、ハラル・コーシャ等の認証及び家庭食向けなどの輸出先国のニーズに対応が必要な施設や機器の整備、コンサルティングや認証取得等に必要な経費を支援する。	予算額(千円)	600,000	
		内訳	国	600,000
			県	—
			その他	—
事業の内容等	1 施設等整備事業 輸出向けHACCP等の認定・認証取得に向けた対応及び輸出先国のニーズへの対応に必要な施設・設備の整備及び機器の整備 2 効果促進事業 認証取得に向けたコンサルティング費や認証取得後の適切な管理・運用を行うための人財育成に係る研修費等、上記項目と一体となってその効果を一層高めるための経費（上記項目の費用の20%以内） 《事業実施主体》 食品製造事業者、食品流通事業者、中間加工事業者等	補助率	標準事業費	
		1/2以内	補助金の上限額 5億円 下限額 250万円	
【主な採択要件】 1 GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）に登録していること。 2 輸出先となるターゲット国が決定しており、輸出しようとする品目について、輸出先国の市場及び規制に関する分析が行われていること。 3 直近3年の経常損益が3年連続赤字である、又は、直近の決算において債務超過となっている事業者でないこと。 4 輸出促進法に基づく輸出事業計画を作成し、大臣に提出し、その認定を受けている又は認定を確実に受ける見込みであると認められること。				
実施期間	令和元年度～	担当	総合販売戦略課 食品産業振興グループ (内線5021、直通017-734-9456)	

目的別	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入 / リース / スマート農機 / 改修
実施主体別	県 / 市町村 / 農協 / 農業委員会 / 法人 / 個人 / 任意団体 / 公社	

事業名	園芸産地における事業継続強化対策事業（国庫・継続） 【園芸産地における事業継続強化対策】			
アピールポイント	農業用ハウスの補強や防風ネットの設置等ができる。			
事業の趣旨	園芸産地における非常時の対応能力向上に向け、複数農業者による事業継続計画の策定や、事業継続計画の実践に必要な取組を支援する。	予算額(千円)	2,572	
		内訳	国	2,572
			県	—
			その他	—
事業の内容等	<p>1 園芸産地における事業継続計画の検討及び策定、非常時の協力体制の整備（定額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業継続計画の策定に係る検討会の開催や、非常時の協力体制の構築に係る取組 等 <p>2 園芸産地における事業継続計画の実践</p> <p>(1) 自力施工等の技能習得、災害復旧の実証（定額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自力施工技術の研修会の開催、自力施工の技術を活用したハウスの復旧実証の取組 等 <p>(2) 既存ハウスの補強等の被害防止対策（1/2以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存ハウスの保守管理及び補強、防風ネットの設置、換気扇や融雪装置の設置、非常用電源の導入等の取組 <p>《事業実施主体》</p> <p>県、市町村、公社、農業者の組織する団体、地域農業再生協議会、特認団体 等</p>	補助率	標準事業費	
		定額	定額	
		1/2以内		
<p>【採択要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県の園芸産地における事業継続推進計画に位置づけられていること。 2 県以外が取組主体となる場合は、2戸以上の農業者から構成されていること。 3 2のメニューの場合、以下を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 1の取組を実施すること。 (2) 2の(2)の取組を行う場合は、農業保険法に基づく園芸施設共済又は民間の建物共済や損害補償保険等に加入すること。 (3) 2の(2)の取組を行う場合は、収入保険に加入すること。 (4) 2の(2)の取組を行う場合は、個々の経営体でも事業継続計画を策定すること。 				
実施期間	令和3～7年度	担当	農産園芸課 野菜・花き振興グループ (内線5077、直通017-734-9485)	